

令和7年度ジビエ需要拡大事業業務委託に係る 企画提案募集要領

1 公募の目的

県民等へ捕獲された有害鳥獣が有効な資源であることの理解を深めてもらい、消費者や実需者のジビエの認知度向上・イメージアップによるジビエの需要と消費拡大を図り継続した利活用に繋げ、ジビエ処理加工施設の安定運営を図る。

については、本業務の実施に当たり、ジビエの需要拡大に関する優れた提案を募集するため、企画提案を実施の上、契約者を決定することとする。

2 委託業務の内容

別添仕様書による。

3 担当部局の名称及び問合せ先

- (1) 担 当 者：鹿児島県農政部農村振興課中山間・鳥獣害対策係 黒田，安水
- (2) 住 所：鹿児島市鴨池新町10番1号（郵便番号：890－8577）
- (3) 電話番号：099-286-3114（直通）
- (4) FAX 番号：099-286-5589
- (5) 電子メールアドレス：nouson-tyuusan@pref.kagoshima.lg.jp

4 参加資格要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営不振の状態〔会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき，民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき，手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし，鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。〕にない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団等を構成員に含まない，また，暴力団等と取引がない者であること。
- (6) 都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し，かつ当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者であること。

5 企画提案の募集期間

- (1) 方法
県ホームページにおいて公開
- (2) 期間
令和7年5月26日（月）から令和7年6月27日（金）午後5時まで

6 企画提案書等の提出場所

- (1) 提出場所
3に同じ。
- (2) 提出方法
持参又は郵便により提出すること（郵便により提出する場合は，配達を証明することができる郵便とすること。）

- (3) 提出期限
令和7年6月27日（金）午後5時必着

- (4) 提出書類
- ア 応募書（様式第2号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 費用見積書（任意様式）
 - エ 企画提案者の企業概要パンフレットまたはパンフレットに類するもの
 - オ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する誓約書及び役員名簿（様式第3号）
 - カ その他必要な書類

- (5) 提出部数及び提出期限

提出書類	部数	提出期限
ア 応募書（様式第2号）	1部	令和7年6月27日（金） 午後5時必着
イ 企画提案書（任意様式）	6部	
ウ 費用見積書（任意様式）	6部	
エ 企画提案者の企業概要 パンフレット等	6部	
オ 誓約書及び役員名簿（様 式第3号）	1部	
カ その他必要な書類	6部	

- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
(7) 提出書類等に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 企画提案書は任意様式とする。
(2) 複数案の提出は認めない。

8 委託業務の企画提案項目・内容

- (1) 事業内容（仕様書に基づく具体的実施案）
(2) 事業実施体制
(3) 事業全体にかかるスケジュール等
(4) 本業務の類似する又は参考となるような取組実績がある場合は明記する。

9 企画提案時の注意事項

今回示した業務委託の内容以外に，10の（2）の予算額の範囲内で，事業目的を達成するために有効と思われる事項があればあわせて提出すること。

10 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積額を提示
(2) (1) 見積額（消費税額及び地方消費税額を含む。）は，次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 8,000,000円

11 企画提案の審査

- (1) 日時
令和7年7月3日（木）※具体的な日時や場所等は別途通知する。
(2) 実施方法
参加者は，事前に提出した企画提案書に基づき，参加者1者につき30分

程度（説明20分・質疑応答10分程度）のプレゼンテーションを行う。（webでのプレゼン対応も可）

(3) 持参パソコンの使用

プレゼンテーションにあたって、持参したパソコンを使用する場合は、事前に申し出ること。 ※スクリーン及びプロジェクターは、当課において用意する。

(4) 審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が、別紙に定める「企画提案書審査基準」に従って審査を行い、提出したもの（以下「提案者」という。）の順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を特定する。

なお、審査に際し、内容等で確認を要する事項がある場合には、問い合わせを行う。

12 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し電子メール等により通知する。

13 業務委託内容の説明会の開催

(1) 日時

令和7年6月3日（火）14:00～（1時間程度）

(2) 説明方法

web方式

(3) 内容

業務委託内容の説明、その他

(4) 申込み方法

参加可能な方は、5月30日（金）までにメールでお申し込みください。

14 質問の受付及び回答

本企画提案に関して質問事項があるときは、質問書（様式第1号）を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 提出場所

3に同じ。

(2) 提出方法

電子メール（添付ファイルは5MB以内とする）により提出

(3) 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時まで

(4) 回答

質問書の回答は、令和7年6月10日（火）（予定）に質問者に対しメールにより回答し、併せて県ホームページに公開する。その回答は、本要領又は企画提案仕様書の追加又は修正とみなす。

なお、当方からの質問趣旨の照会、確認等についてもメールで行う。

15 提案の無効

(1) 前記4の参加資格要件を満たさない者がした提案は、無効とする。

(2) この要領に定める手続以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。

(3) 複数の企画提案書等を提出した場合、その提案者の全ての提案を無効とする。

(4) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案を無効とす

る。

ア 提出方法，提出先及び提出期限が適合しないもの

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 虚偽の内容が記載されているもの

(5) その他，不正な行為があった場合は無効とする。

16 その他

(1) 契約

推薦委員会において選出した提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。

原則として提案された事業内容とするが，必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い，委託契約を締結するものとする。

なお，この企画提案に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合，契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成及び提出に要する費用は，提案者の負担とする。

イ 提出書類は，提案者に無断で使用しないが，審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出書類は，返却しないものとする。

エ 提出された企画提案書の取扱については非公表とする。

オ 本業務の実施に当たっては，業務を総括する責任者を定め，企画提案書に記載するものとし，特別の理由があると認められた場合を除き変更することができないものとする。

カ 業務の全部を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

また，主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し，又は請け負わせる場合は，あらかじめ県の承諾を得ること。

17 スケジュール

令和7年5月26日（月）	企画提案の募集開始
令和7年6月3日（火）	事業の説明会開催
令和7年6月5日（木）	質問受付期限
令和7年6月10日（火）	質問回答（予定）
令和7年6月27日（金）	企画提案書提出締切
令和7年7月3日（木）	プレゼンテーション
令和7年7月8日（火）	審査結果通知（予定）
令和7年7月中旬	契約締結（予定）

ジビエ需要拡大事業 企画提案書審査基準

項 目		審 査 内 容	配 点				
			劣 つて い る	やや 劣 つて い る	標 準	優 れて い る	特 に 優 れて い る
1	実施体制等	業務遂行に必要な管理体制は、十分かつ適切なものとなっているか。	1	2	3	4	5
2		県との連絡調整方法は具体的かつ計画的であるか。	1	2	3	4	5
3	提案内容等	事業が円滑に進められるような適切なスケジュールになっているか。	1	2	3	4	5
4		ジビエ処理加工施設や関係者等へ本事業への理解が得られるような周知方法となっているか。	1	2	3	4	5
5		業務委託の目的達成のための認知度向上による需要と消費拡大に繋がる内容となっているか。	2	4	6	8	10
6		取組内容等の広報、PR活動、情報発信等において、十分な周知や理解が図られる方法が提案されているか。	1	2	3	4	5
7		アミュ広場の活用にあたり、多数の集客が期待でき、ジビエの魅力発信に繋がる内容になっているか。また、適切で効果的な運用方法が提案されているか。	1	2	3	4	5
8		アンケートの実施分析について、高い回収率が望め、今後の販路拡大に繋がる具体的な方法が示されているか。	1	2	3	4	5
9		ジビエの調整と調達について、施設との連携が図られ、適切な運用方法となっているか。	1	2	3	4	5
10	経費	見積額の積算(業務の効率的な実施に関する工夫)は、的確(予算額を下回っている)であるか。	1	2	3	4	5
11	その他	これまで類似事業を実施した実績は十分か。	1	2	3	4	5
12	評価総合	本事業の趣旨や目的について、十分理解した提案となっているか。 ※消費者や実需者へ広くジビエのイメージアップが図られ、継続性のある効果的な内容となっているか。	2	4	6	8	10
合 計			70点満点				

令和7年度ジビエ需要拡大事業業務委託に係る 企画提案仕様書

第1 委託業務の名称

令和7年度ジビエ需要拡大事業

第2 履行期限

令和8年2月27日（金）

第3 業務の目的

県民等へ捕獲された有害鳥獣が有効な資源であることの理解を深めてもらい、消費者や実需者のジビエの認知度向上・イメージアップによるジビエの需要と消費拡大を図り継続した利活用に繋げ、ジビエ処理加工施設の安定運営を図る。

第4 業務委託の内容

1 事業説明会等による周知

事業の実施にあたり、別紙「県内の主要なジビエ処理加工施設一覧」（以下「施設」という。）や関係者に対し、事前に事業説明会等を行い周知を図ること。

2 ジビエの認知度向上による需要と消費拡大のための取組

県産ジビエ（イノシシ肉・シカ肉・アナグマ肉）を使用し、業務目的を達成するためのイベント等を開催

3 ジビエの効果的な周知活動

- (1) 事業の目的が達成されるよう、取組内容等について広報やPR資材（ポスター、リーフレット、のぼり等）の作成、インフルエンサーを活用するなどSNS等で、広く情報の発信に努め、周知や理解を図ること。
- (2) アミュ広場の活用
アミュ広場を活用し、ジビエの魅力発信に繋がるイベント等を開催する。
※アミュ広場を1回以上活用すること。
（令和7年11月2日（日）、令和8年1月24（土）、25日（日）を予約済）
※会場費については、委託料に含めること。

4 ジビエに関するアンケート調査の実施及び分析

上記取組に伴い、ジビエのイメージや認知状況、イベント等参加者及び実需者（参加飲食店等）への今回の取組の感想等を調査し、本県における今後のジビエのイメージアップ及び販路拡大につながるものとする。

5 ジビエの調整と調達

- (1) 本事業で用いるジビエについては、各施設で調達すること。（※調整・調達の際は、施設の偏りがないよう可能な限り配慮すること。）
各施設の使用部位・量を実績報告書で報告すること。
なお、調達する量については、委託料の範囲内で調達すること。
- (2) 配送方法については、ジビエを衛生的で安全に配送する方法の構築に努め、施設へも注意を促す。

第5 成果報告

(1) 内 容

業務終了後は、第4の実績及び成果等を内容とする委託業務実績報告書を紙媒体及び電子媒体で提出すること。

(2) 部 数

2部及び電子ファイル（納品方法及び納品する電子データの形式は、契約後に

協議すること。)

第6 著作権

- (1) 本業務に従って作成される成果物の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条で定める権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、著作権者人格権について、いかなる場合においても一切行使しないものとする。
- (3) 本業務の履行に当たり、第三者の著作権に抵触するものについては、受注者の責任と費用をもって処理すること。

第7 その他

- (1) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本件に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載なき事項については、県と協議するものとする。
- (3) 業務の実施に当たっては、県と十分に連携をとり、協議、調整の上、進めることとする。

県内の主要なジビエ処理加工施設一覧

(別紙)

	施設名	取扱獣種	住所
1	伊佐市有害鳥獣処理施設 (伊佐市有害鳥獣対策協議会)	イノシシ・シカ	〒895-2701 伊佐市菱刈前目1986-2
2	いかくら阿久根 (一般社団法人いかくら阿久根)	イノシシ・シカ	〒899-1603 阿久根市鶴川内5039-4
3	屋久島ジビエ加工センター (株式会社屋久鹿ジビエ王国)	ヤクシカ	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房1287-4
4	山猪工房あまぎ	リュウキュウイノシシ	〒891-7605 大島郡天城町浅間322-32
5	ジビエ食肉処理施設大幸 (合同会社大幸)	イノシシ・シカ アナグマ・カモ	〒899-0435 出水市荘2384-2
6	めんどり	イノシシ(シカ)	〒898-0102 南さつま市坊津町泊4544-1
7	加計呂麻島ジビエ研究会	リュウキュウイノシシ	〒894-2143 大島郡瀬戸内町渡連512
8	加治木ジビエ加工センター (一般社団法人加治木獺友会)	イノシシ, シカ, アナグマ, タヌキ, カラス	〒899-5201 始良市加治木町西別府1410-1
9	REIBIG JAPAN (鹿児島ジビエ研究所 レイビグジャパン)	イノシシ, シカ, アナグマ	〒899-3203 日置市日吉町吉利7272
10	さつまのジビエファクトリー (ダブルビーゼット株式会社)	イノシシ, シカ, アナグマ	〒895-1801 薩摩郡さつま町広瀬899-1